

千葉県報

定例
令和8年3月24日

主要目次

○ 公安委員会規則 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
告示	
○ 救急病院の認定	二
○ 令和七年千葉県告示第二百九十三号の一部を改正する告示	二
○ 道路区域の変更	二
○ 道路の供用開始（二件）	二
○ 自転車歩行者専用道路の指定	二
○ 都市計画公園事業の事業計画の変更認可	三
○ 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	三
公安委員会告示	
○ 遺失物法施行規則に基づく指定特例施設占有者の代表者の氏名の変更	三
○ 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	三
公告	
○ 土地改良区役員の住所の変更	五
○ 土地改良区役員の退任及び就任（二件）	五
○ 都市計画「みみ焼却場の関係図書」の縦覧	六
特定調達公告	
○ 入札公告（二件）	六
○ 落札者等の公告（三件）	六

公安委員会規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

千葉県公安委員会委員長

寺嶋哲生

千葉県公安委員会規則第1号
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成26年千葉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の3条を加える。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第5条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第6条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

（1）位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

（2）位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

（3）位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供し、提供を受ける者から当該職務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第7条 条例第11条第1項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

（1）その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

（2）位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

（3）その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

叩

長

千葉県告示第百四十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	医療法人社団聖和会 天 王台消化器病院	所在地	我孫子市柴崎台一丁目一八番三八号	認定の有効期限	令和十一年三月十七日
----	------------------------	-----	------------------	---------	------------

千葉県告示第百四十九号

令和七年千葉県告示第百九十三号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 一中「一〇六・九トン」を「一〇八・六トン」に改め、一 二の表四の項中「七・三トン」を「八・〇トン」に改め、同表八の項中「三五・〇トン」を「三六・二トン」に改め、同表十二の項中「一七・七トン」を「一八・三トン」に改め、同表十三の項中「二三・五トン」を「二四・三トン」に改める。

千葉県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和八年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八千代印旛栄自転車道線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
佐倉市飯野字 名食戸一、六 五四番地先 から一、七一九 番地先まで	三・六〇メートルから 五・一九メートルまで	三・五〇メートルから 五・〇〇メートルまで	七五〇・〇〇メートル	七五〇・〇〇メートル

佐倉市飯野字 名食戸一、七 二九番一地先 から土浮干拓 五番地先まで	後	二・六九メートルから 三・〇〇メートルまで 五・〇〇メートルから 九・五〇メートルまで	三、二三六・〇〇メー トル 三、二三六・〇〇メー トル
--	---	--	--------------------------------------

千葉県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和八年三月二十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和八年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道八千代印旛栄自転車道線	佐倉市飯野字名食戸一、六五四番地先から一、七一九番地先まで 佐倉市飯野字名食戸一、七二九番一地先から土浮干拓五番地先まで

千葉県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和八年三月二十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和八年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道市原茂原線	長生郡長柄町針ヶ谷字前畑二〇八番八地先から字八幡前九六八番一地先まで

千葉県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路の指定をする。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和八年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八千代印旛栄自転車道線
- 三 指定する道路の区間
佐倉市飯野字名食戸一、六五四番地先から一、七一九番地先まで
佐倉市飯野字名食戸一、七二九番一地先から土浮干拓五番地先まで
- 四 指定する期日 令和八年三月二十四日

千葉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉県都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画公園事業五・五・七号都川総合親水公園
- 三 事業施行期間
平成十八年四月二十一日から令和十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、旭都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
旭市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
旭都市計画下水道事業旭市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間
平成六年二月十五日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 平成六年千葉県告示第百一十一号、平成十年千葉県告示第七百一十一号、平成十二年千葉県告示第三百二十四号、平成十七年千葉県告示第五百三十三号、平成二十四年千葉県告示第三十七号、平成二十八年千葉県告示第二百三十四号、平成三十一年千葉県告示第九号、令和四年千葉県告示第八十号及び令和七年千葉県告示第九十二号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (一) 旭市イ字振田、字山中、字鍋田、字淵木、字生沼及び字新川、八字林及び字沼田並びに二字北十枚、字勘解由台、字五味塚前、字田端前、字原山及び字五郎作の各一部の区域
- (二) 旭市イ字瀬道、字野中田及び字川端、ロ字西ノ崎、ハ字曲田、字陽見地、字白水、字砂利、字行人田及び字通地田、二字大正、字東、字井戸尻、字袋西、字五味塚、字田中前、字新宿、字宿下及び字谷原並びに西足洗字戸村田地内

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第6号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第1項の規定により、指定特例施設占有者の代表者の氏名の変更について次のとおり届出があつた。

令和8年3月24日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

氏名等	代表者の氏名		施設の名称及び所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
株式会社イクスピアリ 浦安市舞浜1番地4	代表取締役 爪川治	代表取締役 土屋浩一	イクスピアリ 浦安市舞浜1番地4	令和7年2月1日
株式会社オリエンタルランド 浦安市舞浜1番地1	代表取締役 吉田謙次	代表取締役 高橋渉	東京デイズニースタンド 浦安市舞浜1番地1 東京デイズニースター 浦安市舞浜1番地1	令和7年4月1日

千葉県公安委員会告示第7号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により、特例施設占有

者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

氏名等	代表者の氏名	施設の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ダイナム 東京都荒川区西日 暮里二丁目27番 5号	代表取締役 保坂明	ダイナム八街店 八街市八街に287番地 2	令和7年7月8 日
〃	〃	ダイナム四街道店 四街道市小名木字馬場作 124番4	〃
〃	〃	ダイナム千葉成東店 山武市成東字沖ノ前1, 932番地1	〃
〃	〃	ダイナム千葉旭店 旭市川口字及内3, 39 7番地2	〃
〃	〃	ダイナム千葉東金店 東金市福俵字駅前102 番地1	〃
〃	〃	ダイナム千葉銚子店 銚子市余山町135番地 1	〃
〃	〃	ダイナム千葉長生店 長生郡長生村本郷字大菅 7, 351番地	〃
〃	〃	ダイナム千葉小見川店 香取市本郷字部田728 番地	〃
〃	〃	ダイナム千葉館山店 館山市八幡字沼田246 番地	〃
〃	〃	ダイナム千葉横芝店 山武郡横芝光町横芝字折 戸2, 173番地	〃

〃	〃	ダイナム千葉海上店 旭市後草1, 226番地	〃
〃	〃	ダイナム千葉茂原店 茂原市小林字野中1, 6 27番地2	〃
株式会社ワルハン 京都府京都市上 京区出町今出川上 る青龍町231番 地	代表取締役 韓裕	ワルハン市原店 市原市八幡浦一丁目4番 地7芸芸坐ビル	令和7年9月1 日
〃	〃	ワルハンメガジテイク 柏市十余二249番地8 6 柏ショッピングセン ター専門店街ゾーン1階	〃
〃	〃	ワルハン千葉北店 千葉市稲毛区長沼原町8 34番地1	〃
〃	〃	ワルハン千葉ニュータウ ン店 印西市中央南一丁目7番 地1	〃
〃	〃	ワルハン千葉みなと店 千葉市中央区中央港一丁 目22番18号	〃
〃	〃	ワルハン習志野店 習志野市屋敷四丁目3番 2号	〃
〃	〃	ワルハン松飛台店 松戸市松飛台261番地 2	〃
〃	〃	ワルハン茂原店 茂原市腰当515番地	〃
〃	〃	ワルハン八千代東店 八千代市上高野1, 50 5番地3	〃

公 告

土地改良区役員住所の変更
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、東葛北部土地改良区から次のとおり役員住所の変更の届出があった。
 令和八年三月二十四日

理事・監事の別	氏名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理事	渡邊 英子	野田市山崎一、八八三番地の七ブレイディア梅郷ステーションフロント六〇二号室	野田市梅郷五番地の四ブレイディア梅郷ステーションフロント六〇二号室

千葉県知事 熊谷 俊人

土地改良区役員退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、千葉県根木名川土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があった。
 令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事	成田市荒海一、三三五番地	吉岡 繁
〃	押畑七一八番地	秋山 恒男
〃	芦田二〇八番地一	一 鍬田 彰 範
〃	久住中央三丁目五番地一〇	塚 本 哲 夫
〃	新川二、三五一番地	吉 田 昭 二
〃	磯部一五六番地	檜 垣 好 克
〃	宝田一、三〇六番地	小 川 俊 夫
〃	新妻七四一番地一	南 井 一 夫
〃	長沼八三七番地	成 毛 一 隆
〃	安西一九七番地一	加 藤 誠 司
二 退任監事	成田市長沼八七七番地	大 木 孝 男

三 就任理事	下金山五二四番地	加藤 順生
〃	宝田一、四一八番地	小 川 幹 郎
〃	成田市押畑七一八番地	秋 山 恒 男
〃	新川二、三五一番地	吉 田 昭 二
〃	磯部一五六番地	檜 垣 好 克
〃	長沼八三七番地	成 毛 一 隆
〃	安西一九七番地一	加 藤 誠 司
〃	四谷一、三〇四番地	飯 田 良 久
〃	新妻七八一番地二	岩 館 政 弘
〃	宝田一、一八三番地	伊 藤 仁 志
〃	芦田一、四七二番地	伊 藤 裕 之
〃	飯岡一三一番地一	神 山 春 夫
四 就任監事	成田市下金山五二四番地	加藤 幹郎
〃	長沼三六番地	鈴木 健夫
〃	宝田二、三七三番地五	山 田 節 夫

土地改良区役員退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、印旛沼土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があった。
 令和八年三月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事	印西市松崎三九八番地	木村 正博
〃	笠神六三六番地	小 川 利 彦
〃	将監二九九番地	清 水 眞 市
〃	下井四七番地八	小 倉 正 美
〃	平賀一、一五二番地	豊 田 光 弘
〃	印旛郡栄町安食三、三六七番地	芝 野 茂 彦
〃	〃 四箇六七番地	長 谷 川 邦 彦
〃	成田市下方二〇七番地	秦 野 弘 之
〃	〃 台方一九〇番地	内 山 良 一
〃	佐倉市宮前三丁目五番地一 三〇一号	岡 本 隆 夫
〃	〃 六崎六八三番地	長 澤 信 夫
〃	〃 飯塚三七一番地	土 屋 勝 弘

八千代市村上南二丁目一五番地二九
船橋市小室町一、四八九番地
二
退任監事
印西市吉高一、二八五番地
成田市台方六五六番地
八街市根古谷六六五番地
八千代市桑納四三〇・四三一番地合併
三
就任理事
印西市吉田一、六二三番地
" 笠神六三六番地
" 将監二九九番地
" 下井四七番地八
" 平賀一、一五二番地
印旛郡栄町安食一、五四三番地
" 四箇六七番地
成田市下方一、七四五番地四
" 台方一、七六七番地
印旛郡酒々井町上岩橋五六九番地
佐倉市宮前三丁目五番地一 三〇一号
" 小竹八二六番地
" 六崎六八三番地
" 坂戸一、六二四番地七
八千代市桑納四一九番地
船橋市小室町一、四八九番地
四
就任監事
印西市瀬戸二、二三一番地
印旛郡栄町須賀一、九三五番地
佐倉市飯塚三六八番地
八千代市保品九六八番地の二

竹内 誠
武藤 英夫
須藤 賢一
古閑 修一
富彌 新一
石井 敏雄
宮内 弘彦
小川 利彦
清水 眞市
清倉 正美
小倉 光弘
豊田 義和
大澤 義和
長谷川 邦彦
鶴澤 博
藤崎 茂雄
石井 義忠
岡本 義隆
岡本 義隆
秋元 政訓
長澤 信夫
三本 信彰
白井 克己
武藤 英夫
佐瀬 富士夫
宮本 敏郎
土屋 志郎
藤縄 照夫

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

令和八年三月二十四日野田市の変更に係る野田都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 三九円

特 定 調 達 公 告

千葉県知事 熊谷 俊人

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月24日

千葉県子ども病院長 皆川 真規

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八